



大蔵省印刷局発行

〔知示〕

〔目次〕

- 遠洋かつお・まぐろ漁業及び母船式かつお・まぐろ漁業に係る操業に関する制限又は禁止の措置を定める件の一部を改正する件(同一〇七一)
- 保安林の指定をする件(同一〇七三～一〇七八)
- 中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件(通産)一五七)
- 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定による建物及び適用開始日の指定に関する件(法務四五五～四五八)
- 日本国に帰化を許可する件(同四五九～四六一)
- 遠洋底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件(農林水産一〇六八)
- 北洋はえなわ・さし網漁業につき、その許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件(同一〇六九)
- 母船式底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をする母船の総トン数別及び操業区域別の隻数、各母船と同一の船団に属する独航船の総トン数別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件(同一〇七〇)
- トウヴァル政府の発給した許可証を有する者以外の者が漁業を営むため船舶により立ち入ることを禁止する区域を定める件(同一〇七一)

五

四

三

二

一

- ホーテル及び旅館を登録した件(同三二一〇)
- 自動車の保安装置の型式を認定した件(同三二一〇)

〔国会事項〕

11

防衛庁
外務省
国税庁
郵政省
兵庫県

最低工賃の改正決定に関する公示

(兵庫労働基準局最低工賃公示)

国家試験

〔人事異動〕

〔公勅〕

〔公告〕

〔公報〕

〔公文〕

〔公印〕

2(3)中「夏期かんがい期（毎年4月26日から9月30日までの期間をいう。）」を「毎年4月26日から9月30日までの間において」に、「冬期かんがい期（毎年10月1日から翌年4月25日までの期間をいう。）」を「毎年10月1日から翌年4月25日までの間において」に、「最大毎秒1.04立方メートル」を「最大毎秒1.39立方メートル、及びこのほか別途手当される農業用水の合理化により行われるかんがい期における用水の確保（以下「別途手当」という。）と合わせて通年取水を可能とするため毎年9月26日から翌年5月31日までの間において最大毎秒0.35立方メートル」に、「最大毎秒0.22立方メートル」を「最大毎秒0.179立方メートル」に、「最大毎秒0.91立方メートル」を「最大毎秒0.951立方メートル」に、「最大毎秒1.00立方メートル」を「別途手当と合わせて通年取水を可能とするため毎年9月26日から翌年5月31日までの間において最大毎秒0.65立方メートル」に改め、2(3)に次のように加える。

なお、奈良俣ダムの建設に併せて群馬県が別途新設する奈良俣発電所において、標高800.0メートル以上の容量最大約85,000,000立方メートルを利用して、最大12,400キロワットの発電を行うこととなるので、水資源開発公団（以下「公団」という。）は、奈良俣ダムのうち発電に係る部分の事業の委託を受けて実施するよう措置するものとする。

2に次のように加える。

(4) その他 非洪水期におけるダムからの放流は、(2)に規定する流水の正常な機能の維持及び(3)に規定する新規利水のために放流を行うほか越流頂（標高888.0メートル）より自然放流により行うことができるものとする。

3(1)中「約698億円」を「約1,220億円」に改める。

3(2)イ中「1,000分の325」を「1,000分の324」に、「水資源開発公団（以下「公団」という。）」を「公団」に改める。

3(2)ハ中「1,000分の558」を「1,000分の608」に、「1,000分の55」を「1,000分の107」に、「1,000分の19」を「1,000分の16」に、「1,000分の82」を「1,000分の85」に、「1,000分の216」を「1,000分の215」に、「1,000分の186」を「1,000分の185」に改める。

3(2)ニ中「1,000分の89」を「1,000分の37」に改める。

3(2)中へをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 発電に係る費用の額は、建設に要する費用の額に1,000分の8を乗じて得た額とし、群馬県において負担するものとする。

3(3)中「昭和63年度まで」を「昭和70年度まで。ただし、概成は昭和64年度」に改める。

○ 財團法人長野原川河川事務所

群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯字金花山
左岸 群馬県吾妻郡長野原町大字川原畠字八ツ場

2 位置及び名称

(1) 位置 利根川水系吾妻川

右岸 群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯字金花山

左岸 群馬県吾妻郡長野原町大字川原畠字八ツ場

(2) 名称 八ツ場ダム

3 規模及び型式

(1) 規模 堤高（基礎地盤から堤頂までをいう。）131.0メートル

(2) 型式 重力式コンクリートダム

4 貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項

1 貯留量

イ 総貯留量 最高水位は、標高583.0メートルとし、総貯留量は、107,500,000立方メートルとする。

ロ 有効貯留量 最低水位は、標高536.3メートルとし、有効貯留量は、総貯留量のうち標高583.0メートルから標高536.3メートルまでの有効水深46.7メートルに対応する貯留量90,000,000立方メートルとする。

(2) 取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分

イ 洪水調節 洪水期（毎年7月1日から10月5日までの間をいう。以下同じ。）においては、洪水調節を行う場合を除き、水位を標高555.2メートル以下に制限するものとする。

洪水調節は、洪水期において標高583.0メートルから標高555.2メートルまでの容量最大25,000,000立方メートルのうち最大1,313,000立方メートル、非洪水期においては標高583.0メートルから標高536.3メートルまでの容量90,000,000立方メートルのうち最大4,022,000立方メートルとし、このほか別途手当と合わせて通年取水を可能とするための貯留量として、洪水期においては標高555.2メートルから標高536.3メートルまでの容量25,000,000立方メートルのうち最大265,000立方メートル、非洪水期においては標高583.0メートルから標高536.3メートルまでの容量90,000,000立方メートルのうち最大7,004,000立方メートルとする。

ロ 水道 群馬県の水道用水として、波川地点下流において、新たに1日最大88,100立方メートル及びこのほか別途手当と合わせて通年取水を可能とするため、毎年9月26日から翌年5月31日までの間において新たに1日最大172,800立方メートルの取水を、藤岡市の水道用水として、波川地点下流において、新たに1日最大21,600立方メートルの取水を、埼玉県の水道用水として、利根大堰地点下流において、新たに1日最大

357,700立方メートル及びこのほか別途手当と合わせて通年取水を可能とするため、毎年10月1日から翌年4月10日までの間ににおいて新たに1日最大403,800立方メートル、毎年4月11日から4月15日までの間ににおいて新たに1日最大216,700立方メートルの取水を、東京都の水道用水として、利根大堰地点下流において、新たに1日最大451,000立方メートル及びこのほか別途手当と合わせて通年取水を可能とするため、毎年10月1日から翌年4月15日までの間ににおいて新たに1日最大48,300立方メートルの取水を、千葉県の水道用水として、栗橋地点下流において、新たに1日最大85,500立方メートル及びこのほか別途手当と合わせて通年取水を可能とするため、毎年10月1日から翌年3月31日までの間ににおいて新たに1日最大40,600立方メートルの取水を、北千葉広域水道企業団の水道用水として、栗橋地点下流において、新たに1日最大30,200立方メートルの取水を、印旛郡市広城市町村團体組合の水道用水として、布川地点下流において、新たに1日最大67,400立方メートルの取水を、茨城県の水道用水として、栗橋地点下流において、新たに1日最大94,200立方メートルの取水を可能ならしめるものとする。

群馬県の水道用水のための貯留量は、洪水期においては標高555.2メートルから標高536.3メートルまでの容量25,000,000立方メートルのうち最大1,313,000立方メートル、非洪水期においては標高583.0メートルから標高536.3メートルまでの容量90,000,000立方メートルのうち最大4,022,000立方メートルとし、このほか別途手当と合わせて通年取水を可能とするための貯留量として、洪水期においては標高555.2メートルから標高536.3メートルまでの容量25,000,000立方メートルのうち最大265,000立方メートル、非洪水期においては標高583.0メートルから標高536.3メートルまでの容量90,000,000立方メートルのうち最大7,004,000立方メートルとする。

藤岡市の水道用水のための貯留量は、洪水期においては標高555.2メートルから標高536.3メートルまでの容量25,000,000立方メートル

乙第12号証

明治二十五年三月三十一日 日刊（行政機關の休日休刊）
第三種郵便物認可付録資料版（毎週水曜）

官報

財務省印刷局発行

○信号符字を点附した件(同一四七〇)
○信号符字を取り消した件
(同一四七一)
○船舶国籍証書は無効となつた件
(同一四七二)
○船舶国籍証書を無効とした件
(同一四七三)
○船舶職員法施行規則第二条第一項第三号の水域を指定する件
(同一四七四)
○八ツ場ダムの建設に関する基本計画の一部を変更した件(同一四七五)
○猪名川総合開発事業に関する基本計画の一部を変更した件(同一四七六)
○丹生ダム建設事業に関する事業実施方針の一部を変更した件
(同一四七七)
○戸倉ダム建設事業に関する事業実施方針の一部を変更した件
(同一四七八)
○紀の川大堰の建設に関する基本計画の一部を変更した件(同一四七九)
○保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道を指定した件(同一四八〇)
○昭和六十一年厚生省、建設省告示第一号及び第二号を廃止する件
(国土交通・環境二)
○道路に関する件
(九州地方整備局一三九)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

〔皇室事項〕

〔叙位・叙勲〕

内閣 厚生労働省

〔官庁事項〕

官庁事項

最低賃金の改正決定に関する公示
(大阪労働局最低賃金公示三)
水先人試験第一次試験の施行
(国土交通省)
水先人試験第二次試験の施行(同)
被災地あて救助用郵便物の料金免除
(郵政事業)
国家試験

<p>最低賃金の改正決定に関する公示 (大阪労働局最低賃金公示三)</p> <p>水先人試験第一次試験の施行 (国土交通省)</p> <p>水先人試験第二次試験の施行 (同)</p> <p>被災地あて救助用郵便物の料金免除 (郵政事業厅)</p>	<p>国家試験</p>	<p>〔公 告〕</p> <p>〔資料〕</p>	<p>〔議決等事項〕</p>	<p>〔諸事項〕</p>	<p>官 庁</p> <p>特定非営利活動促進法第十条第一項</p>	<p>裁 判 所</p> <p>相続、公示催告、失踪、除権判決、 破産、免責、再生関係</p>	<p>地 方 公 共 团 体</p> <p>旅行業者営業保証金の権利実行申立て、旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表閲係</p>	<p>会 社 そ の 他</p>
--	-------------	--------------------------	----------------	--------------	------------------------------------	---	---	------------------

○国土交通省告示第千四百七十二号
次の船舶国籍證書は無効となつたので、船舶法施行細則（明治三十二年通信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。
平成十三年九月二十七日

○国土交通省告示第千四百七十六号
猪名川総合開発事業に関する基本計画（平成三年建設省告示第千四百四十五号）の一部を次のとおり変更したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第五項の規定により、

○国土交通省告示第千四百八十一号
　踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第二百九十五号）第三条第一項の規定に基づき、保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道を平成十三年九月十四日付けで次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

国土交通大臣 林 寛子
証書番号 船舶登録番号 船名

告示する。
平成十三年九月二十七日
国土交通大臣 林 寛子

1. 路切遮断機を設置すべき路切道
事 業 者 名 線
株式会社木場

踏切道名称
特田N₆ 23

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行規則（明治三十二年通商省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

八号) 第十九条第一項の規定により、丹波事業部は、丹波と三井合資会社の合併後、丹波の事業を運営する事業実施方針(平成六年四月一日付)を示す第千十七号の一部を次のように変更する。

タム建設省告の下り松出石第1千丈川第1水野市某

国土交通大臣 林 寛子
証書番号 船名
付 日 船番号

同項の規定により、その内容を公表する
平成十三年九月二十七日

德島縣
牟岐鄉
牛岐里
十號地

石井第2
赤石第2
八幡

5454	3.	6. 18	132094. 第三十八ひ丸
5679	5.	12. 21	125691 第二小田丸
5874	13.	5. 18	126438 第八十一進榮丸
5875	13.	5. 18	129957 第八進榮丸
5877	13.	5. 18	131497 第八十五進榮丸
5878	13.	5. 18	132919 第八十七進榮丸
6911	3.	9. 18	128347 第一千代丸
7284	8.	6. 18	95002 第十一大平丸
○国士校連御御承付御體七十回丸			

○国土交通省告示第千四百七十八号
水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十
八号）第十九条第一項の規定により、戸倉ダム建設
事業に關する事業実施方針（平成四年建設省告
示第千二十七号）の一部を次のよう変更したた
で、同項の規定により、その内容を公表する。
平成十三年九月二十七日

船舶職員法施行規則（昭和二十六年運輸省令第
九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように
に指定する（平成十三年九月二十九日午前十一時
から午後五時、同年九月三十日午前十一時から午
後三時までの間に限る。）

北千葉「千葉県」心「北千葉広域水道企業団」
北千葉「千葉県」心「北千葉広域水道企業団」

國土交通大臣	林 寛子	所 在 地
名洗港 (名洗港南防波堤突端から三十度に引いた線及び陸岸によ り囲まれた水域)	千葉県銚子市	
○国土交通省告示第千四百七十五号 八ツ場ダムの建設に関する基本計画 (昭和六十二年建設省告示第千二百八十四号) の一部を次のとおり変更したので、特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)第四条第五項の規定によ り、告示する。		

○国土交通省告示第十四四七十九号
堤の川大堰の建設に関する基本計画（昭和六十三年建設省告示第千百四十五号）の一部を次のとおり変更したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第五項の規定による告示する。

平成十三年九月二十七日

国土交通大臣 林 寛子

平成十三年九月二十七日

國立交通大典林實子

→母「昭和67年度」→「平成21年度」→
→母

東日本旅客鉄道株式会社
年

横浜線

右
大戸 踏

卷之三

乙第13号証



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

明治二十五年三月三十一日 日刊（行政機關の休日休刊）付録資料版（毎週水曜）

四 五 六 七

- 生糸の輸入に係る調整等に関する法律第十条第二項の規定に基づき、農林水産大臣が定める額を定めた件
(同一一七六二)
- 平成十二年建設省告示第一一千九号の一部を改正する件
(国土交通一一六〇)
- 宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件
(同一一六一)
- 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令第二条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件
(同一一六二)
- 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令第五条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が指定する区域を定める件の一部を改正する件
(同一一六三)
- 八ツ場ダムの建設に関する基本計画の一部を変更した件
(同一一六四)
- 宅地建物取引業法第六十九条第一項に基づく聴聞
(関東地方整備局三〇二、三〇三)
- 〔国会事項〕
- 〔官庁報告〕
- 〔人事異動〕
- 内閣 内閣府 防衛庁 法務省 経済
産業省
- 法務
- 公証人任免 (法務省)
- 労働
- 争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)

〔資 料〕	
官 庁	諸 事 項
建設業の営業の停止命令関係	裁 判 所
相 続、破 産、免 責、特 別 清 算、再 生	関 係
特 殊 法 人 等	立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構、企 業 年 金 基 金 設 立 関 係
地 方 公 共 团 体	公 債 債 還 (東 京 都 区)、教 育 職 員 免 許 状 失 効 関 係
会 社 そ の 他	

〔人事異動〕	
内閣	内閣府
産業省	防衛厅
	法務省
	経済
〔官庁報告〕	
公証人任免	(法務省)
労 務	
争議行為の通知の公表について	(厚生労働省)

□ 流水の正常な機能の維持 流水の正常な機能の維持と増進を図るための貯留量は、洪水分別においては標高555.2メートルから標高536.3メートルまでの容積25,000,000立方メートルとし、それ以外の期間においては標高583.0メートルから標高536.3メートルまでの容積90,000,000立方メートルのうち最大4,022,000立方メートルとする。

6(1) 中「約2,110億円」を「約4,600億円」に改め、6(2) 中「1,000分の525」を「1,000分の546」に改め、6(2) 口中「1,000分の41」を「1,000分の20」、「1,000分の22」を「1,000分の15」、「1,000分の7」を「1,000分の14」に改める。

○関東地方整備局告示第三百一十一号
宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第二百七十六号）第六十九条第一項の規定に基づく聽聞を次のとおり行うこととしたので、同条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定に基づき、告示する。

平成十六年九月二十八日

関東地方整備局長 渡辺 和足

一期日 平成十六年十月五日

二期日 平成十六年十月八日

三期日 平成十六年十月十一日

四期日 平成十六年十月十四日

五期日 平成十六年十月十七日

六期日 平成十六年十月二十日

七期日 平成十六年十月二十三日

八期日 平成十六年十月二十四日

九期日 平成十六年十月二十五日

十期日 平成十六年十月二十六日

十一期日 平成十六年十月二十七日

十二期日 平成十六年十月二十八日

十三期日 平成十六年十月二十九日

十四期日 平成十六年十月三十日

十五期日 平成十六年十月三十一日

十六期日 平成十六年十一月一日

十七期日 平成十六年十一月二日

十八期日 平成十六年十一月三日

十九期日 平成十六年十一月四日

二十期日 平成十六年十一月五日

二十一期日 平成十六年十一月六日

二十二期日 平成十六年十一月七日

二十三期日 平成十六年十一月八日

二十四期日 平成十六年十一月九日

二十五期日 平成十六年十一月十日

二十六期日 平成十六年十一月十一日

二十七期日 平成十六年十一月十二日

二十八期日 平成十六年十一月十三日

二十九期日 平成十六年十一月十四日

三十期日 平成十六年十一月十五日

三十一期日 平成十六年十一月十六日

三二期日 平成十六年十一月十七日

三三期日 平成十六年十一月十八日

三四期日 平成十六年十一月十九日

三五期日 平成十六年十一月二十日

三六期日 平成十六年十一月二十一日

三七期日 平成十六年十一月二十二日

三八期日 平成十六年十一月二十三日

三九期日 平成十六年十一月二十四日

国会事項

内閣事務

衆議院

語幹（内閣事務）衆議院参考 齋藤 正

国際部長参考三田村秀人海外出張不在中同部長事務代理を命ずる（九月二十二日）

上九月十九日）

（大阪高等裁判所判事）判事 林 醇

（高松高等裁判所判事）同 松本 喜弘

（大阪地方裁判所判事）同 小松 一雄

（神戸地方裁判所判事・神戸簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判 易裁判所判事 判事兼簡易裁判

（宮崎地方裁判所判事兼宮崎家庭裁判所判事）同 谷垣 稔一

（宮崎地方裁判所判事兼神戸家庭裁判所判事・尼崎簡易裁判所判事）同 牧 弘一

（内閣府特命担当大臣）茂木 敏光

（在ウイーン国際機関日本政府代表部在勤）特命全権大使 高須 幸雄

（大臣官房審議官）内閣府技官 天野 之弥

（科学技術・学術政策局次長）経済産業技術官 青山 伸

（文部科学事務官）文部科学事務官 塩沢 文郎

（原子力安全・保安院次長）経済産業技術官 三代 黄影

（大臣官房審議官）内閣府技官 佐藤 正夫

（科学技術・学術政策局次長）経済産業技術官 同

（文部科学事務官）文部科学事務官 小野 滉子

（原子力安全・保安院次長）経済産業技術官 同

（大臣官房審議官）内閣府技官 佐藤 正夫

（科学技術・学術政策局次長）経済産業技術官 同

（文部科学事務官）文部科学事務官 加地 正人

（原子力安全・保安院次長）経済産業技術官 同

（大臣官房審議官）内閣府技官 佐藤 正夫

（外務大臣臨時代理）國務大臣 同

（外務大臣臨時代理）國務大臣 同

井上 嘉一

内閣府特命担当大臣茂木敏充海外出張不在中内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策・個人情報保護及び科学技術政策担当）事務代理を命ずる（以上九月十九日）

公証人任免

佐賀地方法務局所属公証人石井義明は願によつて公証人を免せられた。（九月十六日）（法務省）

労働

争議行為の通知の公表について

エアーニッポン乗員組合から、乗員採用に関する要求について、平成16年9月29日以降、同組合の組合員が從事するエアーニッポン株式会社の全職場（北海道、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、愛知県、大阪府、鳥取県、島根県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があつたので公表する。

（内閣府特命担当大臣）谷垣 稔一

（内閣府特命担当大臣）牧 弘一

（内閣府特命担当大臣）渡辺 安一

（内閣府特命担当大臣）谷垣 稔一

（内閣府特命担当大臣）渡辺 安一

（内閣府特命担当大臣）谷垣 稔一

（内閣府特命担当大臣）渡辺 安一

（内閣府特命担当大臣）谷垣 稔一

官房報

内閣事務

公証人任免

佐賀地方法務局所属公証人石井義明は願によつて公証人を免せられた。（九月十六日）（法務省）

労働

争議行為の通知の公表について

エアーニッポン乗員組合から、乗員採用に関する要求について、平成16年9月29日以降、同組合の組合員が從事するエアーニッポン株式会社の全職場（北海道、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、愛知県、大阪府、鳥取県、島根県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があつたので公表する。

（内閣府特命担当大臣）谷垣 稔一

（内閣府特命担当大臣）牧 弘一

（内閣府特命担当大臣）渡辺 安一

（内閣府特命担当大臣）谷垣 稔一

（内閣府特命担当大臣）渡辺 安一

（内閣府特命担当大臣）谷垣 稔一

（内閣府特命担当大臣）渡辺 安一

（内閣府特命担当大臣）谷垣 稔一

内閣事務

内閣事務

公証人任免

佐賀地方法務局所属公証人石井義明は願によつて公証人を免せられた。（九月十六日）（法務省）

労働

争議行為の通知の公表について

エアーニッポン乗員組合から、乗員採用に関する要求について、平成16年9月29日以降、同組合の組合員が從事するエアーニッポン株式会社の全職場（北海道、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、愛知県、大阪府、鳥取県、島根県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があつたので公表する。

（内閣府特命担当大臣）谷垣 稔一

（内閣府特命担当大臣）牧 弘一

（内閣府特命担当大臣）渡辺 安一

（内閣府特命担当大臣）谷垣 稔一

（内閣府特命担当大臣）渡辺 安一

（内閣府特命担当大臣）谷垣 稔一

（内閣府特命担当大臣）渡辺 安一

（内閣府特命担当大臣）谷垣 稔一

内閣事務

内閣事務

公証人任免

佐賀地方法務局所属公証人石井義明は願によつて公証人を免せられた。（九月十六日）（法務省）

労働

争議行為の通知の公表について

エアーニッポン乗員組合から、乗員採用に関する要求について、平成16年9月29日以降、同組合の組合員が從事するエアーニッポン株式会社の全職場（北海道、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、愛知県、大阪府、鳥取県、島根県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があつたので公表する。

（内閣府特命担当大臣）谷垣 稔一

（内閣府特命担当大臣）牧 弘一

（内閣府特命担当大臣）渡辺 安一

（内閣府特命担当大臣）谷垣 稔一

（内閣府特命担当大臣）渡辺 安一

（内閣府特命担当大臣）谷垣 稔一

（内閣府特命担当大臣）渡辺 安一

（内閣府特命担当大臣）谷垣 稔一

（内閣府特命担当大臣）谷垣 稔一